

3文科初第1609号

令和4年1月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費
国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等について
の一部改正について(通知)

このたび、平成26年3月31日付け25文科初第1453号で通知した「高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等について」を下記のとおり改正しましたので通知します。

については、域内の所轄の高等学校を設置する学校法人に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 施設・設備の標識を廃止したこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費
国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等について

(平成15年4月1日15文科初第1132号)

(沿革 平成26年3月31日25文科初第1453号 一部改正)

(令和4年1月27日3文科初第1609号 一部改正)

高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費国庫補助事業(以下「補助事業等」という。)により産業教育のための実験実習施設・設備(以下「施設・設備」という。)の整備等を行う場合には、令和4年度事業からは下記の事項に御留意の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、平成14年度以前の補助事業については、従前の例によることとします。

記

- 1 高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱((平成15年4月1日付け15文科初第375号文部科学大臣裁定)以下「施設交付要綱」という。)第7条及び学校教育設備整備費等補助金交付要綱((平成15年4月1日付け15文科初第739号文部科学大臣裁定)以下「設備交付要綱」という。)第7条の取扱い

施設の工事又は設備の購入契約が過年度のものは、原則として国庫補助金の交付の対象としない。

- 2 施設交付要綱第10及び設備交付要綱10条の取扱い

- (1) 補助事業の延期

補助事業が年度内に完了しない場合で、かつ翌年度も引続いて当該事業を実施する必要がある場合は、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。この場合、令和4年1月27日付け3文科初第1593号で通知した「高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業に係る諸手続様式等の一部改正について」(以下「施設様式等通知」という。)に定める別表第8号様式、若しくは、令和4年1月27日付け3文科初第1608号で通知した「高等学校産業教育設備整備費補助事業に係る諸手続様式等の一部改正について」(以下「設備様式等通知」という。)に定める別表第2号様式により申請すること。

- (2) 補助事業の再延期

上記(1)の承認を受けた補助事業が承認を受けた期限までに完了しない場合で、さらに引続いて当該事業を実施する必要がある場合には、上記(1)の承認を受けた期限の属する年度内に完了する予定の場合に限り文部科学大臣の承認を受ける必要はないものとするか、施設様式等通知に定める別表第9号様式、若しくは、設備様式等

通知に定める別表第3号様式によりあらかじめ報告すること。

(3) 国庫補助金の繰越し

補助事業に係る繰越しの手続きに関する事務及び翌債に関する事務は、会計法第48条第1項の規定及び各都道府県知事の同意に基づき、文部科学大臣の承認申請等の事務については、知事又は知事の指定する吏員が行う。また、会計法第46条の2の規定に基づき、財務大臣の承認に関する事務については、財務局(部)長に委任されている。

なお、国庫補助金の繰越しができる場合は、次の事由に該当する場合である。

① 学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費)

設備整備に係るものについては、その性質上当該事業がやむを得ない事由によって年度内に完了しない場合は、これに関連して年度内に支出を完了することが期し難い場合

② 私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引続いて実施する必要があるものであり、設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合

(4) 国庫補助金の繰越予定額の報告

国庫補助金の繰越予定額の有無について、施設様式等通知に定める別表第5号様式及び設備様式通知に定める別表第1号様式により報告すること。

3 施設交付要綱第11の取扱い

公立学校施設整備費補助金(高等学校産業教育施設整備費)及び私立学校施設整備費補助金(私立高等学校産業教育施設整備費)の進行状況については、施設様式等通知に定める別表第4号様式により報告すること。

4 施設交付要綱第15及び設備交付要綱第15条の取扱い

(1) 平成14年度以前の負担(補助)事業により整備した施設・設備の取扱い

平成14年度以前の負担(補助)事業等(平成14年度国庫債務負担行為による事業及び、平成14年度に交付を受け平成15年度から繰越した事業を含む。)により整備した施設・設備については、当該高等学校においてそれらを使用することとなる履修及び開設する科目が属することとなる産業教育振興法施行規則(昭和51年12月21日文部省令第36号)別表第2に定める科目群の施設・設備とみなすものとする。

(2) 施設・設備の管理

補助事業により整備した施設・設備を本来の目的に支障のない範囲において、本来の目的外の産業教育(他の科目群における産業教育、普通科における産業教育など)に積極的に使用するものとする。また、同様の範囲内において次に掲げる事業等を使用することは差し支えないものとする。

① 高等学校学習指導要領に規定する特別活動のうちのクラブ活動及び学校行事

- ② 設置者等が計画する各種の学校開放事業
- ③ 実習船が行う漁業に関する試験・調査業務

5 設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費「一般設備」のうち「基準設備」の取扱い

(1) 基準設備の「現有金額」について

当該高等学校において産業教育のための実験実習に専用している基準設備(長期間継続的に借り受けた設備を含む。)の金額とする。

ただし、基準設備のうち次に掲げる設備は現有金額に含まないものとする。

- ① 共同製作設備材料により製作した設備及び、農業経営者育成高等学校拡充整備により整備した設備
- ② 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した設備
- ③ 当該高等学校の職業学科及び総合学科の専用としていた基準設備の所属替え等により、当該高等学校において基準設備以外の設備とした設備若しくはその他の高等学校等の専用とした設備
- ④ 天変地変その他の事由により破損等した設備で協議を経て廃棄等した設備

(2) 基準設備の「投資金額」について

当該高等学校において平成15年度以降、産業教育のための実験実習に専用している若しくは専用していた基準設備(長期間継続的に借り受けた設備を含む。)の金額の累計とする。

ただし、基準設備のうち次に掲げる設備は投資金額に含まないものとする。

- ① 共同製作設備材料により製作した設備及び、農業経営者育成高等学校拡充整備により整備した設備
- ② 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した設備
- ③ 当該高等学校の職業学科及び総合学科の専用としていた基準設備の所属替え等により、当該高等学校において基準設備以外の設備とした設備若しくはその他の高等学校等の専用とした設備
- ④ 天変地変その他の事由により破損等した設備で協議を経て廃棄等した設備

6 施設交付要綱別表1「一般施設」の取扱い

(1) 一般施設の「現有面積」について

当該高等学校において産業教育のための実験実習に専用している一般施設(長期間継続的に借り受けた施設を含む。)の面積とする。

ただし、一般施設のうち次に掲げる施設は現有面積に含まないものとする。

- ① 高等学校産業教育施設整備費国庫補助金のうち一般施設により整備した付帯施設及び、農業経営者育成高等学校拡充整備により整備した施設
- ② 実習船
- ③ 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した施設
- ④ 当該高等学校の職業学科及び総合学科の専用としていた基準設備の所属替え等により、当該高等学校において一般施設以外の施設とした施設若しくはその他の

高等学校等の専用とした施設

- ⑤ 臨時に産業教育のための実験実習施設として使用している仮設の施設
- ⑥ 天変地変その他の事由により破損等した施設で協議を経て廃棄等した施設

(2) 一般施設の「投資面積」について

当該高等学校において平成15年度以降、産業教育のための実験実習に専用している若しくは専用していた一般施設(長期間継続的に借り受けた施設を含む。)の面積の累計とする。

ただし、一般施設のうち次に掲げる施設は投資面積に含まないものとする。

- ① 高等学校産業教育施設整備費国庫補助金のうち一般施設により整備した付帯施設及び、農業経営者育成高等学校拡充整備により整備した施設
- ② 実習船
- ③ 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した施設
- ④ 当該高等学校の職業学科及び総合学科の専用としていた基準設備の所属替え等により、当該高等学校において一般施設以外の施設とした施設若しくはその他の高等学校等の専用とした施設
- ⑤ 臨時に産業教育のための実験実習施設として使用している仮設の施設
- ⑥ 天変地変その他の事由により破損等した施設で協議を経て廃棄等した施設

7 設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費「設備更新」の取扱い

「補助事業の内容」欄中「整備した設備」は、平成15年度以降における高等学校産業教育設備台帳及び平成15年度以降における高等学校普通科等産業教育設備管理簿、高等学校普通科等家庭科設備管理簿、高等学校専攻科設備管理簿、産業教育共同利用施設設備管理簿及び農業経営者育成高等学校産業教育設備管理簿に掲げられているものに限る。

8 設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費「普通科等産業教育設備」の取扱い

(1) 普通科等産業教育設備の1に定める単位数及び4の「単位区分」欄に掲げる単位数について

単位数は、当該高等学校(特別支援学校を除く。)に設置している1学科において、当該年度の第1学年の生徒が卒業するまでに履修する農業、工業、商業、水産、看護、情報又は福祉に関する科目の単位数とする。

(2) 普通科等産業教育設備の4の「現有金額」について

当該高等学校において普通科等産業教育のための実験実習に専用している設備(長期間継続的に借り受けた設備を含む。)の金額とする。

ただし、次に掲げる設備は、現有金額に含まないものとする。

- ① 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した設備
- ② 天変地変その他の事由により破損等した設備で協議を経て廃棄等した設備

(3) 普通科等産業教育設備の4の「投資金額」について

当該高等学校において平成15年度以降普通科等産業教育のための実験実習に専

用している設備(長期間継続的に借り受けた設備を含む。)の金額とする。

ただし、次に掲げる設備は、現有金額に含まないものとする。

- ① 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した設備
- ② 天変地変その他の事由により破損等した設備で協議を経て廃棄等した設備

9 施設交付要綱別表1「普通科等家庭科」、「専攻科」、及び「産業教育共同利用施設」並びに設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費「普通科等家庭科」及び「専攻科」の取扱い

- (1) 普通科等家庭科の1に定める単位数及び4の「単位区分」欄に掲げる単位数について単位数は、当該高等学校(特別支援学校を除く。)に設置している学科のうち、当該年度の第1学年の生徒が卒業するまでに履修可能な家庭に関する科目の単位数が最も多い学科(当該高等学校に併置してある通信制の課程に置く学科を除く。)の単位数とする。
- (2) 「現有金額」について、普通科等家庭科の4、専攻科の2及び産業教育共同利用施設の2の取扱いについては、上記8の(2)を準用する。
- (3) 「投資金額」について、普通科等家庭科設備、専攻科設備及び産業教育共同利用施設設備の取扱いについては、上記8の(3)を準用する。
- (4) 普通科等家庭科の4の「現有面積」について
当該高等学校において普通科等家庭科教育のための実験実習に専用している施設(長期間継続的に借り受けた施設を含む。)の面積とする。
ただし、次に掲げる施設は現有面積に含まないものとする。
 - ① 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した施設
 - ② 臨時に産業教育のための実験実習施設として使用している仮設の施設
 - ③ 天変地変その他の事由により破損等した施設で協議を経て廃棄等した施設
 - ④ 高等学校産業教育施設整備費国庫補助金のうち普通科等家庭科により整備した付帯施設
- (5) 普通科等家庭科施設の「投資面積」について
当該高等学校において平成15年度以降、普通科等家庭科教育のための実験実習に専用している施設(長期間継続的に借り受けた施設を含む。)の面積の累計とする。
ただし、次に掲げる施設は投資面積に含まないものとする。
 - ① 老朽損耗の程度が著しいこと等により廃棄した施設
 - ② 臨時に産業教育のための実験実習施設として使用している仮設の施設
 - ③ 天変地変その他の事由により破損等した施設で協議を経て廃棄等した施設
 - ④ 高等学校産業教育施設整備費国庫補助金のうち普通科等家庭科により整備した付帯施設
- (6) 専攻科、産業教育共同利用施設の「現有面積」及び「投資面積」の取扱いについては上記(4)及び(5)を準用する。

10 施設交付要綱別表1「農場施設整備」の取扱い

- (1) 農場施設整備の1に掲げる国庫補助金の交付の対象とする農場等について

国庫補助金の交付の対象とする農場は、耕地である田、畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地等のほか、耕地の維持に必要なけいはん、擁壁、かんがい又は排水用の水路、道路等の付属施設等並びにビニールハウス、フレーム等の栽培に直接必要な工作物の用地とするが、これらに隣接している未墾地、荒地等のうち最小限必要と認められるものは国庫補助金の交付の対象とする。

ただし、次に掲げるものは農場の範ちゅうに含めないものとする。

- ① 農場を保護する目的のフェンス、垣根、生垣等を設置している部分(けいはんと兼用の場合は除く。)
 - ② 耕地を保護する目的等のための法面
 - ③ 耕地を保護するための水路(かんがい又は排水用の水路と兼用のものを除く。)
 - ④ 農場に達するまでの道路
 - ⑤ 農場に達するまでのかんがい用の水路及び農場に接していない排水用の水路
 - ⑥ いわゆる交換分合を行った場合に所有権が移転され、民有地並びに公道等に転換されるもの
 - ⑦ 農場施設整備を行う年度の前年度において休閑地若しくは荒地等で一度も耕地として使用したことがないもの(隣接している未開墾地、耕地等のうち最小限必要と認められるものを除く。)
 - ⑧ 農場施設整備を行う年度又は前年度において所有権を得たもの
 - ⑨ 演習林
 - ⑩ 土地改良法事業に基づき土地改良を行うもの
 - ⑪ その他農場として認め難いもの
- (2) 農場施設整備の2の農場の整備に必要な工事に要する経費について
次の各号に掲げる経費については農場の整備に必要な工事に要する経費に含めないものとする。
- ① 立木並びに電柱等の移転に要する経費
 - ② 機械器具等の購入に要する経費
 - ③ 礫耕栽培用砂利の購入に要する経費
 - ④ 肥料及び種子の購入に要する経費
 - ⑤ 水源としての井戸を掘さくする工事に要する経費
 - ⑥ スプリンクラ等直接栽培に必要な設備の購入に要する経費
 - ⑦ 植栽工事に要する経費
- (3) 農場施設整備の3の国庫補助金の交付の対象とする経費の総額の算定について
- ① 1の高等学校において2か所以上の農場の整備を行う場合、国庫補助金の交付の対象とする経費の総額は、それぞれの整備面積に30アール当たり4,650千円を乗じて得た金額を限度とするものとする。
 - ② 農場の整備の面積の算定は、次による。
 - ア 区画整理工事及び客土工事においては当該工事を行う地籍による。なお、擁壁工事を行う場合はその受益面積とする。
 - イ 水路工事においては、工事総延長220メートルで除して30アールを乗じて得た面積とする。

なお、田、畑等の中に暗渠による排水路工事を行う場合はその受益面積とする。

ウ 道路工事においては、工事総延長を110メートルで除して30アールを乗じて得た面積による。

エ 上記イ及びウによる換算後の面積(以下「換算后面積」という。)の算定に当たっては水路又は道路の幅員は算定基礎に含めないものとする。

オ 上記アからウによる地籍又は換算后面積は、単位を「アール」とし、1アール未満は小数点以下第3位を切り捨て第2位まで算出するものとする。

11 施設交付要綱別表1「特別装置」の取扱い

(1) 「整備事業の合計額が500万円以上のもの」の取扱いは、次による。

- ① 経費の算定は、学校等ごとに行うものとする。
- ② 経費の算定は、特別装置の3に掲げるところによる。
- ③ 施設を新設、増築、改築又は改修(修理(交付要綱別表1の一般施設等の5の(4)の修理をいう。)及び付帯工事等を含む。)(以下「新築等」という。)により整備を行い、当該新築等した施設に特別装置を設置する場合の経費の算定は、当該新築等した年度及びその翌年度の整備額(特別装置の1の(1)及び(2)に該当するものの整備合計額とする。以下同じ。)による。
- ④ 既に産業教育のための実験実習に使用している施設に特別装置を設置する場合(上記ウの2年目を除く。)の経費の算定は、当該特別装置を設置する年度の整備額のみによるものとする。
- ⑤ 同一高等学校で上記③及び④のいずれも該当する場合は、③の整備額に上記④の整備額を加え500万円以上となるものは特別装置に該当するものとする。

(2) 「施設を整備した」とは、次に掲げることによる。

- ① 新築等することにより、新たに産業教育のための実験実習施設を整備すること又は既にある同施設の効用を増加させること。
- ② 特別装置を設置するため、天井、床、壁等建物の躯体の一部を研り又は補修工事を行うこと(電子計算組織は除く。)
- ③ 電子計算組織の特別装置を設置する場合は下記のいずれかの整備等を行うこと。

ア OAフロアの新規又は全面改修整備

イ 主たる構成機器である生徒用コンピュータに係る天井、床、壁等の研り又は補修工事

(3) 「当該施設と一体として使用される装置等」とは、次に掲げることによる。

- ① 産業教育のための実験実習施設に固定され、当該施設と一連一体として産業教育のために実験実習に使用されるものとする。

なお、この場合の固定とは、床、壁、天井その他の場所にコンクリート、仕上げ材など(ボルト等の固定用材料を含む。)で固定する場合、電気、給水、排水等の管工事又はピット工事により固定する場合、施設の仕様が装置等と密接な関連を有しており当該施設においてのみ使用する場合などとする。

② 次に掲げる装置等は、特別装置に含めるものとする。

ア 小型漁船等海上における施設として把握できるもの

イ 廃水処理装置等の大規模工作物(50平方メートル未満の建物を含む。)

(4) 特別装置の3に掲げる国庫補助金の交付の対象とする経費について

① 「特別装置を工事により整備する場合」とは、上記(3)②に該当する特別装置を整備する場合の外、特別装置の一部を工事により整備する場合などが該当するものとし、いわゆる直接工事費の外仮設経費及び諸経費等についても含むものとする。

② 「特別装置を設置するに際し施設の改修(電気、給水、排水等の付帯工事を含む。)を行う場合は当該工事に要する経費」とは、当該特別装置を設置する施設の一部(床、壁、天井その他の場所)に工事を加える場合にはその設置に必要な工事に係る経費に限るものとし、その設置に直接関係のない工事に係る経費は含めないものとする。

また、工事費は、特別装置の一部を工事により整備する場合を除き、装置の経費の10%を限度とする。

(5) 他の補助事業の準用等について

特別装置として国庫補助金の交付の対象とするものは、設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費に掲げる設備とする。

また、設備交付要綱別記2の1. 高等学校産業教育設備整備費の「国庫補助金の交付の対象とする設備」欄(この通知等に定めるものを含む。)の取扱いを適用するものとする。この場合において、基準設備等の現有・投資金額及び経費の総額等については、上記(2)の②の工事費は含めないものとする。

12 5、6、8及び9に定める「協議」について

協議を行う場合は、別に定める調書を作成の上、学校法人は都道府県知事を経由して初等中等教育局長に提出して行うものとする。